



「おうち時間 家族で点検 火の始末」

誰もが「自分らしい」生活を送るために

あなたを守る成年後見制度

11月9日(火)から11月15日(月)は  
「秋季全国火災予防運動」

11月9日(火)午前7時と午後7時の2回、火災予防意識喚起のためサイレンを吹鳴します。火災と間違われぬようにお願いします。

【2021年度みやま市消防団秋季消防演習】  
■日時 11月7日(日) 午前9時から  
■場所 水上小学校周辺  
※訓練終了後に消防車両による秋季火災予防運動広報パレードを実施します

火災情報メールにご登録ください

事前登録された人に、火災発生情報をお知らせします。

■火災情報メール登録サイト  
<http://www.center-chikugo119.jp/fire/saigai/pb/mobile/pb.html>



火災メール登録サイト

※メールのやりとりが発生します。以下2点を事前に確認してください。

▽saigai@center-chikugo119.jpを受信できること

▽URL付メールを受信できること

コミュニティ無線の放送内容は、電話でも聞くことができます。

電話番号 03・63555

4つの習慣・6つの対策で火災を予防  
近年、火災による死者のうち、住宅火災における死者の割合は約7割です。住宅火災の主な原因は、たばこ、ストーブ、こんろです。これらの火災を起こさないために次のことを心がけましょう。

【4つの習慣】

- ▽寝たばこは絶対にしない・させない
- ▽ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ▽こんろを使うときは火のそばを離れない
- ▽コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

【6つの対策】

- ▽ストーブやこんろなどは安全装置のついた機器を使用する
- ▽住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ▽部屋を整理整頓し、家具、衣類およびカーテンは防災品を使用する
- ▽消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ▽高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ▽防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



消防庁リーフレット

成

年後見制度は認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人が、契約行為や財産の管理などを行う時に、不利益が生じることがないように本人を保護し、意思決定を支援する制度です。

こんな困りごと、心配ことはありませんか？

- ▼最近、お金の管理や公共料金の支払いに自信がなくなってきた
- ▼自分が認知症になった時に誰が支えてくれるのか心配
- ▼今後、医療や介護サービスなどの手続きができるか心配
- ▼認知症の親が悪質な訪問販売などの被害にあわないか心配



成年後見制度を利用することで解決できる場合があります。まずは相談ください。

成年後見制度の種類

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。

判断能力が不十分になる前に…

任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて「誰に」どのような支援をしてもらうか「をあらかじめ契約により決めておく制度です。利用する場合は、公証役場での手続きが必要です。

判断能力が不十分になってから…

法定後見制度

法定後見制度は、判断能力が不十分になってから利用できる制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3種類に分けられており、判断能力の程度や本人の状況に応じた支援を受けることができます。本人または親族などの申し立てにより、家庭裁判所で選ばれた成年後見人などが支援します。

成年後見人などができること

■財産管理

- ・預貯金や現金の管理
- ・不動産の管理や処分
- ・水道、光熱費や施設利用料、入院費の支払い
- ・年金の受け取り など

住宅用火災警報器アンケートのお願い

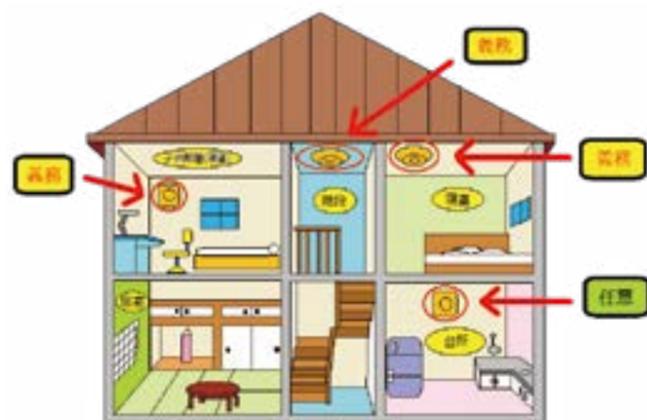
市消防本部では住宅用火災対策として、住宅用火災警報器の設置、取替などの推進を行っています。秋の火災予防運動に併せて住宅用火災警報器のアンケートにご協力ください。

■アンケート回答サイト

<https://logofom.jp/form/C5EQ/35556>



アンケート回答サイト



※市の条例により、寝室や階段(寝室が2階以上の階にある場合)は設置義務があります。

■身上監護(身上保護)

【例】

- ・定期的な訪問で生活状況を確認
- ・家賃の支払いや契約更新の手続き
- ・医療、福祉サービスの手続き
- ・施設入所や入院の手続き など

※成年後見人などができないこと

次の役割は成年後見人などの業務に含まれません。

- ▼介護や看護、家事をすること
- ▼身元保証人や身元引受人になること
- ▼医療行為に同意すること など

相談窓口

- ▼みやま市地域包括支援センター (Tel 64・1516)
- ▼福岡家庭裁判所柳川支部※瀬高町、山川町在住の人 (Tel 72・3832)
- ▼福岡家庭裁判所大牟田支部※高田町在住の人 (Tel 53・3504)

手続きに関する必要書類、費用などの詳細は裁判所ホームページからも確認できます。



裁判所ホームページ

※任意後見制度については近くの公証役場に相談ください。

- ▽大牟田公証役場 (Tel 52・5944)
- ▽久留米公証役場 (Tel 094・232・3307)